

# 特記仕様書

## （土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## （担い手確保モデル工事【受注者希望型】）

第2条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（受注者希望型）」であり、「鳴門市担い手確保モデル（週休2日制）工事実施要領」を適用する。

2 本工事で担い手確保モデル工事として実施を希望する場合は、契約後すみやかに実施の意思を発注者に通知しなければならない。